

果 樹 生 産 者 の 皆 様 へ

南予地域果樹産地協議会
えひめ南農業協同組合

令和8年度 果樹経営支援対策事業・果樹先導的取組支援事業（1次申請）の事前要望調査について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和8年度に実施が見込まれる標記補助事業について、下記のとおり要望調査を実施します。

当補助事業を希望される方は、別途事前要望調査書に必要事項を記載の上、8月22日（金）までに最寄りのJA えひめ南営農センターまでご提出ください。

I 事業概要について

1 果樹経営支援対策事業

事業内容	支援単価・補助率	面積要件	植栽の下限本数の設定
(1) 優良品目・品種への改植		2a以上	設定あり
①かんきつ類への改植	定額 23万円/10a		
②その他主要果樹への改植 (栗、柿、桃、枇杷等)	定額 17万円/10a		
(2) 優良品目・品種の新植		2a以上	設定あり
①かんきつ類の新植	定額 21万円/10a		
②その他主要果樹の新植 (栗、柿、桃、枇杷等)	定額 15万円/10a		
(3) 根域制限栽培(温州みかんのみ対象) ※同一品種への改植も可能	・改植 定額 111万円/10a ・新植 定額 108万円/10a	10a以上	170本/10a以上
(4) 小規模基盤整備 ①園内道の整備、②傾斜の緩和、 ③土壌土層改良	事業費の1/2以内	10a以上	

2 果樹先導的取組支援事業

事業内容	補助率	面積要件	植栽の下限本数の設定
(1) キウイフルーツへの改植	事業費の1/2以内	2a以上	設定あり
(2) キウイフルーツの新植	事業費の1/2以内	2a以上	設定あり
(3) 用水・かん水施設の整備	事業費の1/2以内	10a以上	
(4) 特認事業 ①モノレールの新設・延長・上位更新 ②防風ネットの整備	事業費の1/2以内	10a以上	
(5) キウイフルーツ専用果樹棚の新設 ※改植・新植と一体に行うものに限る	事業費の1/2以内	2a以上	

3. 果樹未収益期間支援事業（改植・新植を行う場合同時に申請）

事業内容	支援単価・補助率	備考
果樹未収益期間支援事業 （改植・新植後の果樹未収益期間内の果樹の育成に要する経費）	定額 22万円/10a （5.5万円/10a×4年間）	根域制限栽培については、県協会等の協議により補助金額を算出。

※消費税申告の際に「一般課税」を選択されている方は、消費税相当額を控除して補助金を計算します。

II 支援対象者について

次の全ての要件に該当する担い手

- 1 宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町に住所を有する農業経営者
- 2 地域計画で目標地図に位置付けられた農業経営者
- 3 認定農業者または認定新規就農者

III 支援対象の品目・品種について

優良品目		優良品種（助成対象となる品種）
かんきつ類	極早生温州	日南1号、日南N1、上野早生
	早生温州	宮川早生、田口早生、興津早生
	中生温州	南柑20号、石地
	普通・晩生温州	大津4号
	その他かんきつ	甘平、南津海（カラ）、愛媛果試第28号（紅まどんな）、普通甘夏、新甘夏 紅甘夏、太田ぼんかん、今津ぼんかん、不知火（デコポン）、せとか、河内晩柑、 宮内伊予柑、ひめのつき、はれひめ、はるか、タロッコ、モロ、アレンユーレカ 媛小春、鬼北の香里、多田錦、愛媛果試第48号（紅プリンセス）
その他主要果樹	桃	白鳳、日川白鳳、川中島白桃、よしひめ、清水白桃、大久保
	枇杷	田中
	柿	市田
	栗	筑波、銀寄、美玖里、丹沢
	梅	南高
	キウイフルーツ	ハイワード、紅妃

IV 対象果樹園の主な要件について

次の要件に該当する農地。ただし、現在、再編復旧工事を実施（計画）している農地は除く。

- 1 地域計画（目標地図）に定められた果樹園・農地（「中長期的に守るべき果樹園・農地」）。
- 2 農振農用地
- 3 貸借農地で実施する場合は、農地中間管理機構又は農業委員会において、事業実施年度から15年以上の貸借契約を締結していること。

V 事業申請に係るスケジュールについて（予定）

内 容	期 日 等		
	果樹経営支援対策事業 （当年度完了の場合）	果樹経営支援対策事業 （次年度完了の場合）	果樹先導的取組支援事業
事前要望調査	令和7年7月28日（月）～8月22日（金）までに営農センターへ提出		
ヒアリング	令和7年10月（予定）		
園地測量等	令和7年11月～令和8年2月（予定）		
実施計画書の提出	令和8年3月末		
事業着工	令和8年7月（予定）※事業承認後、事業着工可能		
実績報告書の提出	令和8年12月末	令和9年3月末	令和8年12月末
補助金交付	令和9年5月	令和9年9月	令和9年3月
備考	改植・新植は、令和8年12月 末までに伐採、植穴掘りを完了し、令和9年3月末までに植栽を完了すること。	改植・新植は、令和9年3月 末までに植栽を完了すること。	

VI 主な留意事項

- 1 事前要望調査書を提出された方を対象に、後日、個別ヒアリングのご案内をいたしますので、必ずご出席ください。（あくまで事前要望調査であり、この調査自体への可否回答はありません。）
なお、令和8年度当補助事業の要望調査は今回限りとさせていただきます。
- 2 現在、当補助事業に係る令和8年度予算は未確定であるため、今後、事業内容や採択要件等は変更となる可能性があることをご了承ください。
- 3 施設整備（小規模基盤整備・用水かん水施設・特認事業）は請負施行に限ります。
- 4 施設整備を実施される方は、愛媛県農業共済組合の収入保険又は果樹共済に加入する必要があります。
- 5 用水かん水施設整備は、施工管理を全国農業協同組合連合会愛媛県本部に委託し実施します。
なお、施工管理料として事業費（税抜）の5%が別途掛かりますのでご了承ください。
- 6 事業費を自己負担で支払い後、補助金が入金されますので、融資を必要とする場合はお早めに、JA えひめ南金融担当へご相談ください。
- 7 事業実施後の4年以内及び8年後に現地検査等が実施されます。その際、対象園地に実績報告の品目・品種が植栽されていない場合や園地を手放した場合などは補助金返還の対象となります。
- 8 本要望調査の内容は、JA及び果樹産地協議会（愛媛県、市町等）が情報共有させていただきます。なお、取得した個人情報は取得目的の範囲内で利用し、目的以外での情報の利用は行いません。

Ⅶ 申請（例）

〈果樹経営支援対策事業：改植の場合（免税事業者・簡易課税事業者）〉

実施面積：1,000 m²（園地全体面積 3,000 m²）

現 況：甘夏 80 本 ⇒ 改植後 南柑 20 号 180 本

補助金額：450,000 円

果樹経営支援対策事業の支援単価（定額補助）：230 円／1 m²

未収益期間支援事業の支援単価（定額補助）：220 円／1 m²

〈果樹先導的取組支援事業：用水かん水施設整備の場合（免税事業者・簡易課税事業者）〉

受益面積：1,000 m²（園地全体面積 3,000 m²）

現 況：宮川早生 100 本

事業量：配管 150m、ポンプ 1 台、タンク 1 基

事業費：2,200,000 円（税込）

補助金額：1,100,000 円（事業費の 1／2 以内）

※上記金額はあくまで一例です。

Ⅷ 受付期間及び提出書類

1 受付期間

7 月 28 日（月）～8 月 22 日（金） 【期日厳守】

2 受付場所

最寄りの JA えひめ南営農センター

3 提出書類

（1）事前要望調査書

（2）農地台帳（直近のもの）

※該当地のページのみではなく、農業委員会から打ち出しされた全ても枚数を持参

（3）事業実施園地の国調図又は集成図（直近のもの）

Ⅸ お問い合わせ先

本 所 営 農 企 画 課（TEL：22-8151）

伊予吉田営農センター（TEL：52-2939）

鬼北営農センター（TEL：45-1313）

南宇和営農センター（TEL：72-1160）

宇和島営農センター（TEL：22-7722）

三間営農センター（TEL：58-3322）

津島営農センター（TEL：32-5951）